

会議記録

名称	大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会
開催日時	令和2年10月16日（金） 13時30分から15時30分まで
開催場所	熊谷衛生センター 2階大会議室
出席者	委員12名、事務局9名
傍聴人	0名
問い合わせ先 (所管課)	大里広域市町村圏組合 建設準備課 電話：048-532-6631
内容	<p>第2回大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会</p> <p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ 河野会長からあいさつ 皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。 会長の河野でございます。 第2回の検討委員会ということで、前回に引き続き、ごみ処理施設整備に関する事項について、皆様に御検討いただきたいと思っております。 それでは本日もよろしくお願いいたします。</p> <p>※議事に入る前に、事務局より第1回検討委員会の内容報告及び本日の内容について説明。 (事務局) 前回、第1回の検討委員会においては、皆様への委嘱、会長・副会長の選出、管理者からの諮問といったことを実施いたしました。そして議事として、技術専門部会の設置と委員選出について、新施設整備スケジュール、可燃ごみの将来予測及び施設規模について、御検討をいただきました。</p>

内容	<p>結果として、第1回の検討委員会において、技術専門部会が設置され、河野会長、濱田副会長、川寄委員、高橋近男委員、小林委員、高橋文久委員に技術専門部会委員をお引受けいただきました。</p> <p>「新施設整備スケジュール、可燃ごみの将来予測及び施設規模について」では、施設規模や可燃物ごみの外部処理委託の可能性について御意見をいただきました。簡単ではございますが、前回の検討委員会内容の御報告とさせていただきます。</p> <p>続いて、本日は、議事において施設整備の基本方針、施設規模、可燃ごみの外部処理委託の可能性、施設数について、当検討委員会としての意見集約を諮りたいと考えています。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>3 議事 大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会条例第6条の規定により、会長が議事進行</p> <p>(1) 施設整備の基本方針（コンセプト）について （事務局）</p> <p>A4 横カラーのホチキス止め資料1ページ目を御覧ください。まず、令和元年度に策定いたしました、「大里広域市町村圏組合一般廃棄物処理基本計画」において、基本方針として、「5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）の推進」、「循環型社会の構築に向けた構成市町との連携」、「中間処理施設の適正な維持管理の推進」を定めております。</p> <p>基本計画における基本方針は、中間処理施設の安定的かつ適正な処理システムを軸として、構成市町と連携し、循環型社会の構築を目指すものとなっております。</p> <p>ごみ処理施設整備基本構想においては、これらの基本方針に沿ったコンセプト（ごみ処理施設整備基本構想における基本方針）を定めていきたいと考えております。</p> <p>次の2ページ目を御覧ください。コンセプト（案）として、「安全・安心かつ安定的に処理が可能な施設」、「環境に配慮した施設」、「効率的なエネルギー回収をする施設」、「経済性に優れた施設」、「地域に貢献し、親しまれる施設」の5つを考えております。</p> <p>ここで御提示している項目は、どれも等しく重要であると考えておりますが、上から順に、より重要度の高いものとして考えております。とりわけ、その中でも①「安全・</p>
----	--

<p style="text-align: center;">内容</p>	<p>安心かつ安定的に処理が可能な施設」については、本組合のごみ処理運営に対する考え方として、最も重要度の高い施設コンセプトであると考えております。</p> <p>それでは順に御説明いたします。まず、「安全・安心かつ安定的に処理が可能な施設」とは、「安定的な処理」を最重要課題と考え、安全性・信頼性の高いシステムを選定し、安心かつ安定した処理ができる施設にすること、災害発生時にも安定した処理ができる強靭性を備えた施設にすることを指すものです。</p> <p>次に「環境に配慮した施設」とは、基幹改良工事の際、当時の最新の公害防止技術を導入した現在稼働している施設と同様に、引き続き、排ガス中に含まれるダイオキシン類などの環境汚染の原因となる物質を技術革新により進歩した建設時の公害防止技術を導入し除去することで、周辺環境への負荷について、今まで以上に低減に努めるものです。</p> <p>次に「効率的なエネルギー回収をする施設」とは、ごみの処理で発生したエネルギーを効率的に回収してCO2の削減及びエネルギーを有効利用できる施設を目指すものです。最新の施設の多くが焼却の際の熱を活用し、電気供給、熱供給を行っていることから、単なるごみ処理施設ではなく、「エネルギー回収推進施設」とすることを指します。</p> <p>次に「経済性に優れた施設」とは、将来の設備機器の延命化も視野に入れ、発注方式や管理・運営方法を工夫することにより、可能な限り建設費を含めライフサイクルコストの縮減に努める施設を目指すものです。</p> <p>最後に「地域に貢献し、親しまれる施設」とは、施設見学や環境学習等を通じて、住民の方々が気軽に来場することができる地域に開かれた施設にすること、そして、災害の発生時などにおいても、地域に貢献できる施設にすることを指すものです。環境学習の機能については、環境省の「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（令和2年4月改定）」においても、「適切に普及啓発、情報提供、環境学習等を行うことにより、住民や関連する事業者の自主的な取り組みを促進させる」ということが書かれており、環境学習の機能はエネルギー回収型廃棄物処理施設の大きな意義のひとつだと考えられます。新施設において</p>
---------------------------------------	--

<p style="text-align: center;">内容</p>	<p>も、経済性の許す限り地域に貢献し、親しまれる施設を目指します。</p> <p>以上の5つの施設コンセプト（案）を基に、検討委員会において御審議いただき、最終答申を経て組合において新施設整備の基本構想を定めていきたいと考えております。</p> <p>また、最後に、組合としては令和8年度以降速やかに新施設を整備したいと考えております。その理由について、基本方針同様重要な内容でございますので、ここで説明させていただきます。別添資料5を御覧ください。</p> <p>この資料は、平成22年3月作成、平成27年3月改訂の環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課で作成した「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引」から引用してございます。</p> <p>本組合の工場は、熊谷市別府にある熊谷衛生センター第1工場が昭和55年4月に、第2工場が平成元年9月に、千台にある江南清掃センターが昭和54年9月に、深谷市榎合にある深谷清掃センターが平成4年4月にそれぞれ稼働いたしました。一般にごみ焼却施設の焼却炉の耐用年数は20年程度と言われております。焼却炉の性能水準は、竣工後、稼働時間を経るとともに腐食、摩耗、劣化が生じ、焼却能力や公害防止性能を維持しつつも、耐久性の低下、設備・機器の陳腐化等により徐々に低下いたします。</p> <p>性能水準は、定期点検補修等において、腐食、損耗の大きい箇所・部品を中心に局部的な補修・交換を行うことにより低下防止が図られ、稼働後12、13年程度は低下が軽微でございますが、経過年数がそれ以上進むに従って、腐食、摩耗の全体的進行、製造中止により部品の入手が困難になるなどして、施設全体の性能水準が急速に低下するようになります。</p> <p>グラフがある期間を経過すると緩やかな低下から急激に右肩下がりとなっています。そして、15年以上経過すると老朽化は顕著となり、安定した稼働が難しくなっております。</p> <p>これまで組合では、平成11年度から14年度にかけて排ガス高度処理施設工事という大規模改修により1回目の延命化を行い、その後、平成25年度から30年度にかけて基幹改良工事という大規模改修により、2回目の延命化を行いました。その2回目の延命化である基幹改良工事、平成</p>
---------------------------------------	--

内容	<p>25年度から12年後の令和8年度以降、早急に新施設の整備をしたいと考えております。</p> <p>事務局からは以上です。</p> <p>(意見、質問)</p> <p>(委員)</p> <p>基本方針3「効率的なエネルギー回収をする施設」で、CO2排出抑制の話があったが、CO2排出抑制の話が基本方針2「環境に配慮した施設」にも関わってくるのかということをお聞きしたい。例えば処理方式によって、燃料としてコークスを使用するのであれば、CO2の排出は多くなる。CO2排出抑制の話は「環境に配慮した施設」の中に含まれてくるという認識で良いか。</p> <p>次に、基幹改良工事について。深谷清掃センターは平成4年に稼働開始しているが、深谷清掃センターも基幹改良工事を行っているのか。深谷清掃センターを含め、各センターがいつ基幹改良工事を行ったのかという説明がなかったので教えてほしい。</p> <p>(事務局)</p> <p>基本方針2「環境に配慮した施設」と基本方針3「効率的なエネルギー回収をする施設」というのはまさに表裏一体で、切っても切れない関係性であると考えております。処理方式などについてはこれからの検討であり、まだ結論付けしていません。</p> <p>次に基幹改良工事については、まず各センターで排ガス高度処理化を行っており、熊谷衛生センター第1工場では平成13年度、平成14年度。熊谷衛生センター第2工場が平成11年度、12年度。江南清掃センターは平成13年度、平成14年度。ご指摘のあった深谷清掃センターでは、平成13年度、平成14年度で工事を行っております。排ガス高度処理化というのは、関係法令改正に伴い、ダイオキシンの排出削減のため、焼却施設の構造・維持管理基準の見直しにより、バグフィルターの整備など、必要な設備の設置をしたものです。</p> <p>(委員)</p> <p>基本方針2「環境に配慮した施設」について、「※基幹改良工事の際、当時の最新の公害防止技術を導入」とあるが、どこか書き方が後ろ向きに見える。普通はもっと綺麗</p>
----	--

内容	<p>な言葉で書くことが多い。「ダイオキシン排出抑制」や「最新の設備を導入」など、前向きな文言に変えた方が良いのではないかと。しかし、現在の施設もちゃんとしているということ、この場でアピールしたいということであれば、このままでも良いと思う。</p> <p>また、基本方針3「効率的なエネルギー回収をする施設」では、「エネルギーを効率的に回収する施設とし、CO2削減にも寄与します」という文言を入れてアピールしてはどうか。</p> <p>言葉の話であるが、「延命化」ではなく、「長寿命化」という単語を使用した方が良い。「延命化」というのは、もう寿命が尽きそうなところを何とか延ばすというイメージだが、「長寿命化」というのは、最初から長く持つものをつくるというイメージである。今後、施設は30年という単位ではなくて、40～50年くらい持たせなければならないと思うので、そういう意味合いを含めて、「延命化」ではなく「長寿命化」という単語を使った方が良い。</p> <p>(委員)</p> <p>5つの基本方針が挙げられているが、着目したいのは特に基本方針5「地域に貢献し、親しまれる施設」というところで、「親しまれる施設」というのは、裏を返せば、そもそも廃棄物の施設というのは親しまれる施設なのか、ということを考えなければならない。人々が抱くイメージというのは、やはり自分の近くにあっては欲しくない施設の類だと思う。地元への理解や配慮といった部分の考え方があって、初めて親しまれる施設になってくるのかなと思う。逆に言えば、反対されてできるようなプロセスでは、この基本方針①～④の視点も立ち行かなくなっていくと思うので、施設整備の基本方針の段階から立地させようとする地域や地元にお住まいの方々に対して、どのような施設とすべきなのか、どのような施設であれば地域の人に受け入れられるのかという視点が重要だと思う。過去に同様の施設を視察した中では、地元の人からコンセンサスを得るまでの過程が非常に苦労したという話も出ているので、この段階からそういったことも想定しながら、基本方針を組み立てていく必要がある。</p> <p>(事務局)</p> <p>貴重な意見を頂きました。やはり必要な施設である反</p>
----	---

内容	<p>面、自分の隣には来てほしくない施設だというのは十分理解しております。どこに建てるにせよ、地元の方の御理解と御協力は当然必要ですし、組合としても皆様に寄り添いながら事業を進めていきたいと考えております。</p> <p>(委員)</p> <p>施設整備の基本方針について、若干の修正の上、この検討委員会で承認してよろしいか。</p> <p>→ (委員一同賛成)</p> <p>(2) 施設規模について</p> <p>(事務局)</p> <p>資料3 ページを御覧ください。前回第1回の検討委員会において、ごみ量の将来予測を基に、大里広域市町村圏組合全体で422 t/日という規模を御提示させていただきました。</p> <p>前回の検討委員会では、施設規模について、主に緑の枠内の2点について、御意見をいただきました。</p> <p>1つ目として、「例えば熊谷市では令和2年3月に「第2期熊谷市人口ビジョン・総合戦略」を策定しているが、組合が令和2年3月に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の将来人口と乖離がみられる。その結果、ごみ量の推計にギャップが生じる可能性があるのでは。」と、御意見をいただきました。</p> <p>2つ目として、「減量施策（新たな施策を含む）を実施していくが、5年後のごみ処理基本計画見直し時に目標値に達成しなかった場合とのギャップが生じる可能性があるのでは。」と、御意見をいただきました。</p> <p>これらの御意見を踏まえ、組合では次のとおり考えております。下の青い枠内を御覧ください。1つ目として「ごみ量推計については来年、「循環型社会形成推進地域計画」という計画を策定いたしますが、その計画の策定時においても、また、「大里広域市町村圏組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」は5年後に改定いたしますが、その改定時においても見直しが可能です。最終的には、「工事発注段階前までは見直しが可能でございます。これらのことから、現時点においては施設規模に関する答申は、「何t～何t程度」と幅を持たせた形で答申いただければと考えております。このあと施設規模について再度、御提案いたします。</p>
----	--

<p style="text-align: center;">内容</p>	<p>4 ページを御覧ください。昨年度策定した基本計画において、「目標達成のための施策を実施した場合」、「現状施策を継続した場合」という 2 つのパターンでごみ量の予測を行っています。</p> <p>次の 5 ページを御覧ください。こちらは、環境省が推奨している諸施策に対して、構成市町がどのような取り組みを行っているのかを示したものになります。左端の項目が、環境省が推奨している「ごみの減量化に向けた」諸施策です。また、それに対して構成市町の取り組み状況を組合、構成市町ごとに順に右側に示しております。御覧になってお分かりのとおり、環境省では様々な施策を推奨していますが、構成市町においては実施している施策、実施していない施策がございます。</p> <p>前ページの表左側「目標達成のための施策を実施した場合」とは、環境省が推奨する諸施策を構成市町が実施した場合、ここまでごみが減量するだろうという予測値をベースに算出したものでございます。</p> <p>また、構成市町が現状の施策を維持し、単純に人口減少のみを反映させた場合、ここまでごみが減少するだろうという予測値をベースに算出したものが右側「現状施策を継続した場合」でございます。</p> <p>そうすると、環境省が推奨する施策をどんどん実施すればよいのではないかというご意見も出てくるものと存じます。しかしながら、例えば一番上の「家庭ごみの有料化」は、どの構成市町も進めていません。また 2 段目の環境教育についてもすべての構成市町が取り組んでいますが、その内容は市町ごとに違います。これは、施策を実施する場合、住民への負担や費用がかかってくることから、構成市町において、バランスを取りながら施策を進めているためです。</p> <p>全国的に見ても、「家庭ごみの有料化」について取り上げますと、平成 29 年度環境省調査のデータになりますが、1741 市町村中 1124 市町村、64.6%しか実施されておらず、全ての市町村で実施しているわけではありません。</p> <p>どの市町村も環境省が推奨している諸施策を全て実施しているわけではなく、住民への負担や費用とのバランスを考え、過度の負担とならないように施策を進めている状況です。</p>
---------------------------------------	---

<p style="text-align: center;">内容</p>	<p>このことから、施設規模については、環境省の通達による算出式により「目標達成のための施策を実施した場合」の施設規模 422 t/日と、「現状施策を継続した場合」の施設規模 501 t/日と両方のケースで施設規模を算出し、現時点で算出し得る施設規模としては、ここで基本方針 3 に記載した効率的なエネルギー回収をする施設と考えていることから、エネルギー回収推進施設と呼びたいと思います。よって新たなエネルギー回収推進施設の規模は組合全体で「422 t/日～501 t/日程度」とすることを御提案いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p> <p>(意見、質問)</p> <p>(委員)</p> <p>今週、熊谷市でごみ検査をしたとき、プラスチックが多かった。ただ、現在は容器包装プラスチックを分別して集めていない。日本のプラスチック戦略会議の話では、今後は、容器包装プラスチックも製品プラスチックと同様に分別回収しようという方向性を出している。今後プラスチックを分別するとなると、焼却するプラスチックの量が急激に減少するという懸念がある。</p> <p>(委員)</p> <p>量というよりも焼却に最も影響を与えるのはごみ質であると考え。構成市町が今後、分別収集計画を作って新たに分別するとなれば、ごみ質が変わることとなる。まずは、自治体として分別をやるかやらないかの判断となる。</p> <p>(委員)</p> <p>燃やすごみのうち、プラスチックごみが現状どれくらい含まれているのか、分別するのকাশないのかによって、施設の環境対策も変わるかと思う。</p> <p>(事務局)</p> <p>新しい施設については最新の設備を導入するため、ごみ質の変化があった場合などにも、環境対策も含め対応できるものと考えております。</p> <p>(委員)</p> <p>熊谷市では、プラスチックの分別を 3 年くらい前から行っており、人口は 20 万人くらいであるが、週 1 回の収集で年間 1 億 5 千円～2 億かかっている。熊谷市では一人当た</p>
---------------------------------------	--

内容	<p>りのごみ量を減らすというのが大きな課題であるが、プラスチックの分別だけではごみ量は大きく減少しないと考えている。</p> <p>(委員)</p> <p>ごみ質を把握しないと、施設の発注が出来ない。現在、年に4回くらいごみ質の検査を行っていると思うが、発熱量まで測っているかが問題である。実際にごみを酸化させて出てきた熱量を計測するやり方と、計算で熱量を出すやり方がある。計算で出すのは、推定式から出しているの で、実際とは異なる場合がある。施設の具体的な中身を決める時に、ごみ組成や発熱量を測ったものが必要となってくる。お金はかかるが、新しい施設をつくる前にサンプリングデータ数を増やすことにより、より正確なデータとなる。</p> <p>(委員)</p> <p>施設規模は「422t/日～501t/日」が良いが、施策によってはこの幅自体も変わる可能性があるということとは考えておいた方がよい。</p> <p>(委員)</p> <p>今の時点で施設規模を考えているのは、用地の面積に関わるためである。大きな規模で見ておいた方が今後の自由度は増す。</p> <p>(委員)</p> <p>いろいろな意見も踏まえ、施設規模は事務局案の「422t/日～501t/日」が良いと考える。</p> <p>(委員)</p> <p>施設規模について、幅を持たせるというのは了解できる。</p> <p>ごみの収集回数によってごみ量が大きく変わるのか、専門家の先生の意見を参考までに聞きたい。熊谷は燃えるごみの収集が週2回、深谷が週4回、寄居町が週2回であり、ごみの収集日が多いとごみが増えるのでは、という話を耳にするためである。</p> <p>(委員)</p> <p>ふじみ野市では、家庭系ごみが少ないが、その理由は雑紙を回収し始めたことによる。ただ集めるだけでは回収率が上がらないので、資源ごみの日ではなく、雑紙の日というのを設けた。雑紙だけの日を設けたら家庭系ごみが一気</p>
----	--

内容	<p>に減るようになった。政策的に言うならば、資源ごみの回収日を増やせば、可燃ごみは減ると思う。しかしこれは、ごみの総量が変わる訳ではなく、どちらに出されるかという話である。</p> <p>(委員)</p> <p>この場で話すことではないが、ごみ収集や分別のあり方を大里広域の構成市町の皆さんで議論して頂きたい。ごみ収集や分別のあり方は、新しい施設をつくる時に炉の大きさにも関わってくることであり、規模が小さい方が建設のコンセンサスも得やすいと考える。そういった認識の下に、可能であればごみ収集や分別の足並みも揃えて頂ければ、非常に良い機会になると考える。</p> <p>(委員)</p> <p>施設規模をなるべく小さくするための施策について、各市町に持ち帰って検討頂ければと考える。この場では事務局案として提出された、施設規模「422t/日～501t/日程度」ということで承認を頂ければと思うが、よろしいか。</p> <p>→ (委員一同賛成)</p> <p>(3) 可燃ごみの外部処理 (全量・一部) 委託の可能性について</p> <p>(事務局)</p> <p>資料の 6 ページを御覧ください。可燃ごみの外部処理委託の可能性について、前回第 1 回検討委員会において、緑の枠の部分のとおり、2 点の御意見をいただきました。</p> <p>1 つ目が「可燃ごみを民間企業に全量または一部を外部処理委託してはどうか。」、2 つ目が「可燃ごみの一部外部委託処理と新施設との併用も視野に置いてはどうか。」ということです。</p> <p>日高市での事例もあり、組合では平成 26 年度～平成 28 年度にかけて、太平洋セメント株式会社と処理の可能性について協議を実施しております。結論としては、熊谷工場には遊休キルンがあるものの、老朽化により改修は難しく、ごみ処理施設を新設しなければ対応できない状態であり、新設をしたとしても、大里広域のごみを全量受け入れることは難しいとの協議結果となりました。</p> <p>次に寄居町にある、オリックス資源循環株式会社の活用については、組合で処理している処分費用より高額である</p>
----	--

<p>内容</p>	<p>という現状があります。</p> <p>次に実際にごみの全量を民間企業へ外部処理委託している事例について参考に御紹介します。</p> <p>7ページを御覧ください。長期的に外部処理委託を行っている、埼玉県日高市の事例でございます。日高市では、市内にある太平洋セメント株式会社埼玉工場へごみ処理を委託しており、その処理委託量は年間約 15,000 t となっております。</p> <p>ちなみに、環境省の平成 30 年度一般廃棄物処理実態調査の数値を用いて、大里広域市町村圏組合のごみ処理量と日高市のごみ処理委託量（直接焼却量＋直接最終処分量＋焼却以外の中間処理量＋直接資源化量）を比較すると、大里広域市町村圏組合圏域（熊谷市＋深谷市＋寄居町）の平成 30 年度のごみ処理量は 142,917 t、日高市のごみ処理委託量は 16,246 t となっております、約 9 倍程度の規模の差があります。</p> <p>委託に至った経緯としては、当時日高市が既存ごみ焼却施設の老朽化に伴い別用地への建て替えを検討していたものの、調整がつかなかったこと、太平洋セメント株式会社側では需要減に伴いセメントキルンが遊休化していたということもあり、条件が整ったということでございます。遊休化していたセメントキルンの改修費などを含め、初期投資にかかる費用のすべてを太平洋セメント株式会社が負担したとのことでした。</p> <p>次に、8ページを御覧ください。こちらは新施設建設までの間、暫定的に処理委託を行っている事例でございます。香川県観音寺市の事例であり、委託に至った経緯としては、「新施設の移転建設をめぐり、広域組合内部で処理方式の意見が一致せず緊急避難的にごみ処理を委託することとなった」とのことであり、観音寺市単独での暫定的な委託となっております。処理量は 13,000 t /年であり、大里広域と比べ約 1/10 であり、市が運営管理する積み替え施設にてステーション収集し、その後、委託先までの運搬についても市が業者委託を行っております。</p> <p>次に 1 ページ飛ばしますが、10 ページを御覧ください。以上のような事例も踏まえ、可燃ごみの外部処理委託を実施する上での問題点についてまとめ、組合としての方向性を示します。</p>
-----------	--

<p style="text-align: center;">内容</p>	<p>組合としては、圏域内で発生する一般廃棄物について、責任をもって処理をしなければならず、組合の施設建設における最も重要度の高いコンセプトは「安全・安心かつ安定的に処理が可能な施設」と考えています。民間施設は社会情勢の影響を受け、長期停止や事業撤退などのリスクがあることから、安定的に処理が可能な施設とは必ずしも言えません。これは、組合の最も重要度の高い施設コンセプトであるとする「安全・安心かつ安定的に処理が可能な施設」という基本方針からもベストな選択肢とは言い難いと考えられます。</p> <p>次に、組合としては、コスト面も検討材料としていますので、施設建設におけるコンセプトとして「経済性に優れた施設」を掲げています。全量を民間施設へ外部委託する場合、積替施設の設置が必要な場合もあります。また設置しない場合であってもトータルコストを公共事業と比較すると高額となることが予想されます。1ページ戻りますが、9ページを御覧ください。全量を民間施設へ外部委託する場合と、全量を組合の施設で処理する場合の概算コストを比較した結果になります。</p> <p>まず、施設整備費についてですが、外部処理委託する場合はゼロ、全量を組合で処理した場合、約426億円となります。施設数の比較については次の議事4にて御提案いたしますが、ここでは最大となる費用をコスト比較として採用しております。</p> <p>次に維持管理費についてですが、外部処理委託する場合はゼロ、全量を組合で処理した場合、20年間のランニングコストで合計約315億円となります。</p> <p>次に可燃ごみの焼却処理の外部委託費についてですが、年間の処理量を目標設定のため施策を実施した場合の令和11年度の焼却処理量105,991tと現状施策を継続した場合の令和11年度の焼却処理量127,265tの平均処理量116,628tをまるめて120,000tと仮定しております。年間120,000tを20年間外部処理委託すると仮定すると、984億円となります。ここでの単価は他施設の事例を元に算出しております。</p> <p>次に焼却残渣等処分費についてですが、外部処理委託する場合はゼロ、全量を組合で処理した場合、20年間で約87億円となります。</p>
---------------------------------------	---

内容	<p>以上、トータルコストを試算すると、全量を民間施設へ外部委託処理した場合は984億円、全量を組合施設で処理した場合は約828億円となります。なお、国からの予想される交付金を差し引くと、組合の負担額はおよそ657億円と見込まれます。</p> <p>民間施設に委託する場合、委託料を支払う必要があり、その委託料は、イニシャルコスト＋ランニングコストを反映させたものとなることから結果として高額となることが予想されます。</p> <p>さらに、民間の施設については、現状、現実的に全量を受入可能な施設はなく、新たに組合のごみを受け入れるとなれば、その分、施設を新設するなどの必要があります。これは大きく民間企業への負担となります。</p> <p>当然、イニシャルコストやランニングコストは委託料に反映されることとなり、例え、仮に民間企業を育てるために一部新たな補助金制度を設けたとしても最終的にはトータルコストがあまりにも高額となることが予想され、「経済性に優れた施設」という施設整備の基本方針からもベストな選択肢とは言い難いと考えられます。</p> <p>なお、現在も緊急時などにはオリックス資源循環株式会社に処理をお願いする契約を結んでおります。また、太平洋セメント株式会社には、通常業務として焼却灰を受け入れていただいております。</p> <p>したがいまして、組合では公共事業による新施設整備を進めることとし、外部委託処理については、現在同様緊急時のみの活用をしていくものと考えていきたいと存じます。</p> <p>事務局からは以上です。</p> <p>(意見、質問)</p> <p>(委員)</p> <p>外部委託はコストがかかるということは分かるが、民間活用をしながら、いかにコストを下げていくかというのが重要だと思う。公共事業での建設も大事だが、民間活用も大事ではないか。緊急時にどのように活用するかというのも内容が分からない。説明をお願いしたい。</p> <p>(事務局)</p> <p>緊急時というのは、焼却炉の一時的な故障時などです。</p>
----	--

<p style="text-align: center;">内容</p>	<p>埼玉県内ではそれぞれの組合や自治体同士でお互いに助け合う制度がありますが、現実的にはどこの施設も日常的に余裕がない状況で処理をしております。また、他の自治体では、災害発生時に民間会社に処理を頼んだが、受け入れてもらえなかったという実例もありました。そういったことも考慮して、組合としては自分たちで安定処理を続けるために、公共事業で進めていきたいという意向があります。</p> <p>(委員)</p> <p>寄居町の埋立施設（県営最終処分場）で、埼玉県内での災害発生時に焼却灰の受け入れをするということが決定したのだが、大里広域市町村圏組合でも寄居町の埋立施設の利用を検討しているのかお聞きしたい。</p> <p>(事務局)</p> <p>再資源化利用事業として、太平洋セメント株式会社に焼却灰、ばいじんを搬入し、セメント材料として再資源化をしております。</p> <p>不燃施設から出る不燃残渣については、現在も一部を寄居町の埼玉県環境整備センター（県営最終処分場）に搬入をさせていただいているという状況があります。将来的なことは未確定ではありますが、現状のような民間施設の活用を継続していきたいと考えております。</p> <p>(委員)</p> <p>ごみ処理施設を受け入れる地元の方々のことを考えると、コンパクトな施設の方が良いと考える。また、今後の人口減少などの問題から、ごみは減少していく傾向にあると考えられる。寄居町には、民間処理施設があるので、そこに（ごみの全量の）1/4あるいは1/5を民間委託して処理してもらおうということも考えて欲しい。</p> <p>(委員)</p> <p>民間委託ではコストがかかるという点と、受入可能な民間会社を新規開拓しなければならないという点が問題点として考えられ、新規開拓は困難に感じる。環境という観点からすると残渣をセメント材料として再資源化しており、こういう部分には今後もコストをかけてもいいように感じる。</p> <p>事務局からの案は緊急時のみの活用となっているが、もう少し幅を持たせた表現にして、今後も活用はなるべく考</p>
---------------------------------------	--

内容	<p>えるというように修正すればいいと思うが、いかがか。 (委員)</p> <p>日高の事例は、予定していた筋書きがうまくいかなかったので、民間活用したということを示している。今回新しく施設を建てる上で、簡単に建てられるかのような前提だとすれば、それは不確実である。コンセンサスの問題などが出てきて、規模を小さくせざるを得なくなった時に、やはり寄居町で処理できる（民間の処理施設がある）ということは非常に大きな利点と考えられる。そのため、この場で外部処理委託の可能性について議論を止めるのではなく、含みを持たせた上で、今後の状況次第では全量ではなくても一部処理委託の可能性はあるとしたほうが柔軟な選択ができるのではないか。</p> <p>(事務局)</p> <p>一部を外部委託するという方針変更というのはあり得るかもしれませんが、現在の事務局の考えとしては、公共事業で施設整備を進め、外部委託については現在同様緊急時のみの活用と考えております。これは現状の方針で、もし方針転換が必要となれば、御説明をさせていただきたいと考えております。</p> <p>(委員)</p> <p>外部処理委託について、現在の緊急時の活用以外についても、コストなどの条件が整えば活用を模索とするという意思が取れるような文言に修正して頂ければと思うが、検討委員会としてそのような方向で決めさせていただいてよろしいか。</p> <p>→ (委員一同賛成)</p> <p>(4) 施設数について (事務局)</p> <p>配布資料 11 ページを御覧ください。組合には、3 施設 4 工場があり、新施設の整備に当たっては、統廃合を行い、集約化を進めることにより、効率的な運営を行っていく必要があります。</p> <p>12 ページを御覧ください。1 施設体制、2 施設体制、3 施設体制について施設数について比較検討を行いました。なお、どの施設体制もひとつの施設で 1 工場と考えております。別添資料 1 の 1 を御覧ください。それぞれの施設体制</p>
----	---

<p style="text-align: center;">内容</p>	<p>を比較し、評価した内容になります。</p> <p>全ての体制の評価が同等の場合、評価を A としました。次にいずれかの体制が優れている場合、優れている体制の評価を A、優位性がやや劣ると判断される体制は B、優位性がないものと判断される体制は C と評価しました。</p> <p>評価内容につきましては、施設建設におけるコンセプトを重要視し、コンセプトに合った評価項目を設定しております。</p> <p>上から順に見ていきます。</p> <p>①適正な施設規模について、どの施設体制も「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（平成 9 年 1 月）」に記載される「全連続焼却施設は、ごみ焼却量 日量 300t 程度 以上の規模とすることが望ましく、最低でも一施設 日量 100t 程度以上とすべきである。」に準拠できる施設規模であり、評価が同等となりますので A としております。</p> <p>次に②適正なごみ処理方式の選定について、どの施設体制も、新施設では安定的な処理が可能なおみ処理方式を選定するものとして、評価が同等となりますので A としております。</p> <p>次に③災害や故障時の適切な対応について、3 施設体制、2 施設体制では、局所的かつ想定外の災害で一つの施設が停止せざるを得ない場合でも、他施設にて処理を継続することが可能であり、施設数が多いほど強靱なものとなります。一部休炉の際などを考えた場合にも、施設数が多いほど、休炉による処理能力の落ち込みは小さくなり、安定的な処理を継続できます。</p> <p>このことから、1 施設以外であれば最も優れているものと判断し、2 施設体制、3 施設体制を A、1 施設体制を C としております。</p> <p>次に④収集運搬車の集中について、1 施設体制、2 施設体制、3 施設体制の順に収集運搬車が集中することが予測されることから、3 施設体制を A、2 施設体制を B、1 施設体制を C としております。</p> <p>次に⑤環境への負荷について、どの体制におきましても、現施設同様に公害防止技術を導入し、国の関係法令や埼玉県の種類条例等の遵守はもちろん、技術革新により周辺環境への負荷のさらなる低減が見込めます。</p>
---------------------------------------	--

内容	<p>なお、2施設体制、3施設体制と比べて炉が大きくなることから1施設体制については評価をBとし、2施設体制、3施設体制はAといたしました。</p> <p>次に⑥二酸化炭素排出量について、二酸化炭素排出量は電力消費量によって判断いたします。施設数が多くなれば、その分機器点数が多くなり、電力を消費します。そのため、機器点数が最も少ない1施設体制から順に2施設体制、3施設体制をそれぞれA、B、Cとしております。</p> <p>次に⑦残渣発生量について、どの施設体制も発生量は変わらないと考えられます。そのため、評価は同等となり、全ての体制でAとしております。</p> <p>次に⑧エネルギー回収量（発電量）について、一般的に1炉当たりの規模が大きいかほど発電効率が向上することから、1施設体制から順に2施設体制、3施設体制を、それぞれA、B、Cとしております。</p> <p>次に⑨トータルコストについて、別添資料2を御覧ください。コスト比較については、それぞれの施設体制の概算額を比較しております。なお、概算額は今後の社会情勢等の変化により金額が変動する可能性があります。また、別添資料2のそれぞれの根拠については、別添資料3、別添資料4に添付させていただいております。</p> <p>それでは再度、別添2を御覧ください。施設整備にかかる経費は、1番上の施設整備費から維持管理費、焼却残渣等処分費の合計額となります。</p> <p>1番下の欄、トータルコストを御覧ください。</p> <p>右から、1施設体制が約655億円、組合負担概算額で見ると約523億円、2施設体制が約787億円、組合負担概算額で見ると約623億円、3施設体制が約828億円、組合負担概算額で見ると約657億円と算出されました。</p> <p>以上のことから、別添資料1-1の⑨トータルコストは、1施設体制をA、2施設体制をB、3施設体制をCとしております。また、この試算は、公設公営で費用を仮定しております。なお、新潟県上越市が平成23年度に策定した「施設整備事業計画」における事業手法検討報告書の中では、複数の事例から、PFI導入における公設民営方式、民設民営方式を採用した場合、公設公営方式と比べ、10%の経費削減が期待できるとしております。PFI導入の検討につきましては、次年度以降に改めて組合として検討してまいります。</p>
----	---

内容	<p>す。なお、可燃ごみ処理の外部処理委託の議事で申し上げました、コスト比較については、この別添資料2のトータルコストが最大となる3施設体制のコストを採用しております。</p> <p>別添資料1-1にお戻りください。次に⑩災害発生時の地域貢献について、施設を避難場所として開放するような場合、1施設体制の場合は、地域が限定的となり利用できる市民・町民に限られると予測されますことからCとします。また2施設体制、3施設体制については施設が分散し、より多くの市民・町民に施設を開放できる可能性があることが予測されることからAといたしました。</p> <p>次に⑪事業スケジュールについて、3施設体制のみ環境アセスメント条例の対象とはなりません、条例同様のアセスメントが必要と考えられること、また、施設数が多い分、調整・協議事項が多くなることが予測されるため、組合の供用開始の目標年度である令和11年度に向けてスケジュール調整が難しいことが予想されます。1施設体制、2施設体制は、ともに環境アセスメント条例対象の施設規模(200t/日以上)となりますが、2施設体制のほうが調整・協議事項が多く時間がとられるなど、スケジュール調整が容易ではないことが予想されます。したがって、1施設体制をA、2施設体制をB、3施設体制をCといたしました。</p> <p>次に⑫用地確保について、1施設体制は建設には広大な敷地が必要と予測されることから令和11年度の供用開始を目指すうえで敷地確保が困難と考え、Cといたしました。また、3施設体制は1施設体制ほど広大な敷地は必要がないとはいえ、2施設同等の敷地を3か所確保することが必要なことから、令和11年度の供用開始を目指すうえで困難と考え、1施設同様Cといたしました。2施設体制は1施設体制ほど広大な敷地が必要ないこと、また、2か所の敷地を確保するということから1施設体制、3施設体制と比べ明らかに優位性があると判断しAといたしました。</p> <p>続きまして、別添資料1-2を御覧ください。ここまで評価してきました項目について、各項目に重み付けの配点を設け定量的な採点を実施しました。評価の項目は、組合が考える施設整備のコンセプトが重要な順に示しております。資料の下段部分を御覧ください。「安全・安心かつ安定</p>
----	--

<p style="text-align: center;">内容</p>	<p>的に処理が可能な施設」は最も重要なコンセプトですので、この項目の配点は30点とし、その他の項目まで配点し、合計を100点満点と設定しました。それぞれの採点は、Aと評価されたものは「配点×100%」、Bは「配点×80%」、Cは「配点×60%」で点数化しました。結果は、2施設体制の配点が最も高く92点、1施設体制と3施設体制は84点となり、2施設体制が最も優位となる結果となりました。</p> <p>配布資料13ページを御覧ください。1番上の緑の枠になりますが、1施設体制は、別添資料1-1の③災害や故障時の対応、④収集運搬車の集中、⑩災害発生時の地域貢献、⑫用地確保の点で2施設体制、3施設体制と比較して優位性がないと考えられ、ベストな選択肢とは言い難いものとなります。</p> <p>次に2番目の緑の枠、3施設体制は、⑥二酸化炭素排出量、⑧エネルギー回収量、⑨トータルコスト、⑪事業スケジュール、⑫用地確保の点で1施設体制、2施設体制より優位性がないと考えられ、ベストな選択肢とは言い難いものとなります。</p> <p>次に3番目の緑の枠、2施設体制は、重み付けを行った評価点の点数が最も高いものとなり、1施設3施設体制と比較して優位性がないものではなく、最もバランスの取れた体制と言えます。</p> <p>以上より、事務局として、施設数については、「2施設体制は、「安全・安心かつ安定的に処理が可能な施設」で、最もバランスの取れた体制であり、施設の統廃合・集約化の観点からも最も優位であるものとする」を提案いたします。</p> <p>最後にどこに施設を建設するにしても地元の方に対して大きな負担をかけることとなります。組合として地元の方に寄り添った丁寧な対応を心掛けていきたいと考えております。</p> <p>長くなりましたが、事務局からは以上です。</p> <p>(意見、質問) (委員)</p> <p>別添資料1-1の⑤環境への負荷について、1施設体制でBと評価している根拠は何か。</p>
---------------------------------------	--

内容	<p>別添資料2の価格の比較で、燃料費、電気代、薬品費が全て同じになっているが、本当に同じになるのか。施設が増えると、電気代や薬品費は上がるような気がする。単純にtで計算していいのか疑問に感じる。</p> <p>(事務局)</p> <p>環境への負荷については、周辺環境への負荷を意図しております。1施設体制になると、場所が1つに集中し、それだけ大きな規模になるので、周辺環境への影響が、2施設・3施設よりも大きくなると考えております。</p> <p>(委員)</p> <p>「環境」と言うと様々な環境があり、分かりづらい。例えば排ガスに関する影響であれば、1施設であろうと2施設であろうと処理をするので大きく影響は変わらないと考える。</p> <p>(事務局)</p> <p>御意見を参考にさせていただきます。</p> <p>もう一点の価格の比較については、ここで出しているのはあくまで概算費用となります。施設整備費及び運転管理委託費については、施設数による差異を反映できるように算出しております。</p> <p>(委員)</p> <p>別添資料1-1の⑤環境への負荷については、何について評価しているのかしっかり書かなければならない。施設の規模が大きいから環境負荷が大きいということはありません。(施設の規模による環境負荷が変わらないため)そもそもその点を評価するのかということも考える必要がある。</p> <p>④収集運搬車の集中について、収集運搬車の集中と収集運搬の効率性のどちらを主軸と捉えるかによって書き方が変わってくる。行政としては効率性を評価することが多いように思う。</p> <p>その他の⑪事業スケジュールについてと、⑫用地確保については順番を入れ替えた方がよい。用地確保を難しいとって、スケジュールは調整が付きやすいというのは矛盾している。用地が確保できた結果、事業全体のスケジュールが立つという構造だと思う。⑪と⑫は同じような結果になるべきである。</p> <p>結論としては良いと思う。しかし、誤解を生まない評価になるように文章を見直した方がよい。</p>
----	---

内容	<p>資料 1-2 について、表現の問題であるが、「重み付け」とあるが、重み付けではなくて、A、B、C の評価結果のことである。項目毎の配点についてが「重み付け」である。</p> <p>(委員)</p> <p>只今の意見に基づいて、資料について文言等を修正いただければと思う。</p> <p>(委員)</p> <p>2 施設作った場合、交付金は 2 施設同時に交付されるものなのか。1 度に同じ組合で 2 施設つくったところを知らないなので、確認したい。</p> <p>(委員)</p> <p>東京 23 区では、1 度に複数施設作ることはよくある。不可能ではないと考える。</p> <p>(事務局)</p> <p>埼玉県に確認を取っていて、4 施設が 2 施設に集約すると仮定した場合、どちらも交付金の交付対象であると回答いただいております。</p> <p>本日御意見いただきました文言の修正等を検討してまいります。</p> <p>(委員)</p> <p>資料の修正は事務局で検討することとし、事務局案通りに、2 施設体制ということでよろしいか。</p> <p>→ (委員一同賛成)</p> <p>4 その他</p> <p>(事務局)</p> <p>まず、検討委員会の委員報酬については、前回同様、該当のある方に対し、準備ができ次第口座にお振込みさせていただきます。</p> <p>次に、前回第 1 回検討委員会の際に対象となる方にお配りさせていただきました、マイナンバー確認のための「個人番号届出書」に関しまして、本日この後、御本人確認をさせていただきますながら、回収させていただければと存じます。マイナンバー確認のための「個人番号届出書」を前回お配りさせていただきました方に関しましては、終了後、少しお残りいただければと存じます。</p> <p>次に、次回検討委員会スケジュールについてです。第 3 回については 11 月 13 日金曜日を予定しておりますので、引き続き</p>
----	---

内容	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、開催場所に関しましては、本日お越しいただいております、こちらの熊谷衛生センター2階大会議室の予定となっております。</p> <p>その他について以上です。</p> <p>(意見、質問) なし</p> <p>5 閉会</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
----	---